

再支給申請時確認書（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書）

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと
 - ①月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②月 2 回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける
 - ③原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）を申請していないこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること
- 6 自立支援金（初回）の受給中に、以下の同意事項 1 の各事項（常用就職に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、生活保護費又は職業訓練受講給付金を受給した場合を除く）に該当し、支給を中止されていないこと。また、正当な理由無く求職活動等の状況報告を怠っていないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 所要の求職活動等を行わない場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 申請内容に偽りがあった場合
 - ④ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により、緊急小口資金又は総合支援資金（初回又は再貸付）の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回又は再支給）を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。
- 5 支給決定後、生活保護の案内を送付すること。

令和 年 月 日

宮崎市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所

申請者氏名

確認事項（以下に該当する場合はチェックを入れること）

- ☐ 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- ☐ 生活保護の相談の希望がある。
- ☐ 申請日の属する月の時点で住宅確保給付金を受給している。
- ☐ 世帯員全員に収入は無い。